

令和6年度久喜市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり定めるものである。

1 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局、教育委員会事務局とする。（市で委託料を負担する委託事業者若しくは指定管理者を含む。）

2 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ・物品（事務用品、生活用品、食品、その他） | 1,550 千円 |
| ・役務（清掃、点字印刷、その他） | 800 千円 |

4 調達の推進

(1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。

(2) 物品購入等発注所管課は、障がい者就労施設等が提供することができる物品等を確認の上、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、久喜市契約規則や予算の適正な執行に留意しつつ、優先的に障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

(3) 物品等の発注に際しては、可能な限り計画的に実施するよう努めるとともに、調達先に配慮した納期又は履行期間の設定に努めるものとする。

なお、障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに障がい者福祉課から各所属所に対して情報提供を行うものとする。

5 調達実績の公表

調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉部障がい者福祉課とする。